

公益社団法人日本包装技術協会
定 款

平成23年11月 1日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本包装技術協会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広く包装に関する知識及び技術の普及推進に努め、生産、流通及び消費の分野における合理化を図ると共に、包装に係わる人材の資質向上に努め、もって我が国経済の発展、国民の社会生活の向上及び国際社会への貢献等、我が国の公益増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 包装に関する調査及び研究開発
 - 二 包装に関する情報資料収集、統計等及び提供
 - 三 包装に関する開発と啓発
 - 四 包装に関する教育の実施と人材の育成
 - 五 包装に関する相談及び指導
 - 六 包装に関する規格の作成、制定及びそれらの国内外への啓発活動
 - 七 包装に関する内外関係機関との交流及び協力
 - 八 包装に関するグローバルな活動
 - 九 包装に関する展示会の開催
 - 十 包装に関する書籍の出版及び販売
 - 十一 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項における事業は、東京都、他の道府県及び海外において行う。

(事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

- 2 本会は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- 一 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した法人、個人又は団体
 - 二 特別会員 学識経験者のうちから理事会がこれを推薦する個人
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入 会)

第6条 正会員に入会しようとする法人、個人又は団体は、別に定める入会規則に基づき、会長に入会申込書を提出しなければならない。

2 理事会は前項の入会申し込みをした者が次の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

- 一 本会の目的を承認する
- 二 本会の規約を厳守することを承認
- 三 他の会員との交流親睦を積極的に行う者

3 法人、その他の団体が正会員になったときは、その団体を代表して権利を行使する者1人（会員代表者）を定めて本会に届けなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 前項の規定により、入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨を通知する。

(退 会)

第7条 会員は、いつでも会長に届け出て退会することができる。

2 会員は、次の各号の一つに該当するときは退会したものとみなす。

- 一 会費を6箇月以上滞納したとき
- 二 総社員の同意があるとき
- 三 死亡（法人社員は解散）
- 四 第8条の規定により除名されたとき

(除 名)

第8条 会員が、本会の名誉を棄損し又はこの定款に違反する行為をしたときは、第15条第2項に規定する社員総会の特別決議により除名することができる。

- 一 この定款、その他の規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、事業活動及び管理費その他の経費等、経常的に生ずる費用に充てるため、社員総会の決議を経て別に定める会費規約に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第10条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第11条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- 一 入会金及び会費の額
 - 二 会員の除名
 - 三 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任、並びに理事の任期の短縮
 - 四 役員等の報酬の額及び支給基準
 - 五 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の一部免除
 - 六 役員の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
 - 七 第40条に規定する残余財産帰属決定
 - 八 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - 九 社員による招集の請求により招集された社員総会における本会の業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - 十 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
 - 十一 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
 - 十二 定款の変更
 - 十三 事業の全部又は一部の譲渡
 - 十四 解散及び継続
 - 十五 合併契約の承認
 - 十六 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会は前項第八号及び第九号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

（招 集）

- 第12条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。
- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
 - 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - 一 社員総会の日時及び場所
 - 二 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨を含む。））
 - 三 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨社員総会参考書類に記載すべき事項、及び議決権行使の期限
 - 四 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数
その他代理人による議決権の行使に関する事項

（招集通知）

- 第13条 会長は、社員総会の日2週間前までに、会員に対して前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 2 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - 一 社員総会参考書類
 - 二 議決権行使書面

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長があたる。

2 会長が欠けたとき、又は事故等あったときは、出席理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該総正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上で、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する役員の一部免除
- 四 定款の変更
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 解散及び継続
- 七 合併契約の承認
- 八 その他法令で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第15条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない正会員は、第13条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第15条の議決権に参入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きは第12条第3項の理事会において定められるものとし、第13条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき議事録を作成しなければならない。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かねばならない。

第4章 役員、顧問及び参与

(役員及びその員数)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 25名以上35名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事、7名以上12名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事のうちから選任された2名をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

(役員資格)

第23条 監事は本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(役員解任)

第24条 役員は、いつでも第15条に定める社員総会の決議により、解任することができる。

(役員・監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事及び監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第26条 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員職務及び権限)

第27条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

2 会長は、社員総会及び理事会を招集し、議長となるほか、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。このうち業務執行理事である常務理事は、業務を分担処理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる業務監査、会計監査の職務を行う。
 - 一 理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する
 - 二 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる
 - 三 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない

(役員報酬等)

- 第28条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める範囲内で支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。
 - 3 第1項ただし書に規定する報酬の支給基準については、種類、金額の査定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(顧問及び参与)

- 第29条 本会に、任意の機関として顧問及び参与5人を置くことができる。
- 2 顧問及び参与とも5人以内とする。
 - 3 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 4 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 5 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
 - 6 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議を得て、会長が行う。
 - 7 顧問及び参与の報酬は無償とする。

(損害賠償責任の免除)

- 第30条 本会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 2 本会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(理事会の設置)

- 第31条 本会に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 社員総会の招集に関する事項

- 二 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任
- 三 重要な財産の処分及び譲受け
- 四 多額の借財
- 五 重要な使用人の選任及び解任
- 六 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- 七 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 八 一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- 九 その他本会の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く）

（理事会の構成）

- 第33条 本会の理事のうち、理事のいずれかが1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分1を超えて含まれる事になってはならない。
- 2 本会の監事には本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（招集）

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知をする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき、会長に事故があったとき又は不在のときは、出席理事の中から理事会において選出する。
 - 3 第2項において議長となった者は、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

（決議）

- 第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条により、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものと見なす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。
 - 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

- 第37条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 作成された議事録は、主たる事務所に10年間備え置かねばならない。

第6章 財産及び会計

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第38条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき毎事業年度後、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更するときは、第15条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。ただし、公益法人認定法第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第38条の規定はこれを変更することができない。

(合併)

第46条 本会が合併するときは、あらかじめ公益法人認定法第24条第1項に規定する届け出をし、又は公益法人認定法第25条に規定する認可を受けたうえで、第15条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第47条 本会が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益法人認定法に規定する届け出をしたうえで、第15条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(解散)

第48条 本会は、次の事由により解散する。

- 一 第15条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- 二 社員が欠けたとき
- 三 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続き開始の決定
- 五 裁判所による解散命令があったとき

第8章 情報開示

(帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧)

第49条 本会は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備え置かねばならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- 四 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書面
- 五 第19条に規定する社員総会の決議の省略をした場合の同意書
- 六 社員総会の議事録
- 七 第36条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
- 八 理事会の議事録
- 九 会計帳簿
- 十 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- 十一 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

十二 財産目録

十三 役員名簿

十四 役員の報酬の支給の基準

十五 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

十六 許認可等及び登記に関する書類

2 前項第一号、第六号及び第十号から第十五号に掲げる書類については、従たる事務所に備え置くものとする。

3 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

(公 告)

第50条 本会の公告方法は、次のいずれかの方法とする。

一 電子公告による方法

二 事故その他やむを得ない事由によって前号の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法

第9章 事務局その他

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及びその他の所用の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委員会及び部会)

第52条 本会の業務の運営を円滑に行うため、専門の委員及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会は、理事会の承認によって設置する。

3 委員会及び部会の運用についての必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(相談役)

第53条 本会は会長退任者に対して、本会の運営に関する相談及び助言をする為、相談役として置く事ができる。

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行についての必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

<附 則>

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、次に掲げる者とする。

池田 弘一

公益社団法人日本包装技術協会

入 会 規 則

(適用)

第1条 この規則は、公益社団法人日本包装技術協会（以下、「本会」と略す。）への入会について、本会の定款第6条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 定款第6条の規定によって、本会の正会員として入会することができる者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同する者
- (2) 本会の規約を厳守する者
- (3) 他の会員との交流親睦を積極的に行う者

(正会員の手續)

第3条 本会の正会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項をすべて記入し、署名又は記名押印し、当該年度の会費を添えて、本会事務所に提出しなければならない。ただし、本法人ウェブサイトの所定のページからオンラインにより入会手続きを行う場合には、署名及び記名押印を省略することができる。

(会費の返還)

第4条 理事会が入会を承認しなかったときは、提出された当該年度の会費は、これを返還する。

(規則の変更)

第5条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

公益社団法人日本包装技術協会
会 費 規 約

第1条 この規約は、定款第9条に基づき、本会の入会金及び会費について定めることを目的とし、その金額を次の通りとする。

(1) 正会員（法人・団体）

入会金 10,000円

会 費（一口につき年額）100,000円

(2) 正会員（個人）

入会金 5,000円

会 費 40,000円

- 2 会費の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 ただし、年度途中の入会については、入会の月から起算した年度末までの月数により月割りした額を当年度会費として納入するものとする。
- 4 正会員のうち、法人及び団体が会費を納めた時は、3名までが本会の事業を利用することができる。

第2条 特別会員の入会金および会費は、これを要しない。

第3条 正会員は、協会からの請求書を受領後、速やかに全額を納入するものとする。

- 2 年会費の分納は、原則として認めないものとする。
- 3 年会費は、協会の指定する金融機関に振り込むものとする。

第4条 既納の入会金および会費は、原則として返還しない。

- 2 入会金及び会費については、その3分の2以内を限度として管理費その他の費用に充当し、それ以外は公益目的事業の為に使用する。

第5条 この規約の変更は、社員総会の決議を得て行なうものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。